

杨木県公報

令和 5 (2023)年 9月21日(木) 号 外 第 49 号

目	次
---	---

人事委員会

人事委員会

栃木県人事委員会規則第14号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する 規則を次のように定める。

令和5年9月21日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃太郎

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正 する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年栃木県 人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
1 略	1 略
2 一部事務組合	2 一部事務組合
一部事務組合及び組織 職	一部事務組合及び組織 職
那須地区広域行政事務 略	那須地区広域行政事務 略
組合	組合
	<u>佐野地区衛生施設組合</u> <u>事務長 事務次長</u> <u>会計管理者</u>
略	略
3 略 3 略	
備考略	備考略

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。